

鹿部町
障がい者活躍推進計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年4月

障がい者活躍推進計画

令和2年4月（策定）

はじめに

鹿部町（以下「町」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで障がいのある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備等、障がい者雇用に取り組んできました。

こうした中、令和元年6月、障害者雇用活躍法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、障害者雇用活躍法の基本理念である「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を踏まえ、障がいのある職員が職業生活においてその能力を発揮する機会を確保するため、この度、「鹿部町障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けてしっかりと取り組んでまいります。

令和2年4月

I 障がい者活躍推進計画策定の基本的な考え方

1 策定主体

鹿部町

2 任命権者

町長

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、鹿部町公式ホームページに掲載する等、適切な方法で公表する。

II 鹿部町における障がい者雇用等の状況

1 障がい者雇用率の状況

鹿部町における、令和元年6月1日現在の雇用率は、次のとおりとなっている。

【令和元年6月1日現在の雇用率】

任命権者	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	障がい者の人数	実雇用率
町長	2.5%	68.5人	2.0人	2.92%

2 職員アンケート結果

障がい当事者の目線に立った、働きやすい職場づくりを進めるため、障がいのある職員を対象にアンケート調査を実施した。

■アンケート調査結果

- (1) 目的：障がい者の活躍推進に向けた取組に活かすため。
- (2) 調査様式：在職障がい者に対する「職場等の満足度に関するアンケート調査（令和元年8月28日厚生労働省）を参考
- (3) 実施期間：令和2年2月28日から3月6日まで
- (4) 実施方法：障害者雇用促進法第2条第1号に基づく障がいのある職員へアンケート用紙を配付し、任意回答で実施した。（対象人数：3名）
- (5) 回答数：3件（回答率100%）

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務・防災課長を選任する。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談しやすい体制を確保する。
- (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- (1) 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- (2) 新規採用又は人事異動の際には、面談等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検をし、必要に応じて検討を行う。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、職員面談等の際に、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- (3) 中途障がい者（在職中に疾病、事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4 目標

(1) 採用に関する目標

在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。

〈現状〉

雇用障がい者数 2名（令和元年4月1日現在）

(2) 定着に関する目標

なし

5 その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。